

旧佐伯郡の神社祭祀

——佐伯郡津田村の事例を中心として——

三 村 泰 臣*

(平成13年10月26日受理)

Shinto Ceremonies in Former Saeki-Gun:
—— Focusing on Examples from Tsuta Village in Saeki-gun ——

Yasuomi MIMURA

(Received Oct. 26, 2001)

Abstract

Edo era Shinto Ceremonies in Aki and Bingo district have not been researched with the exception of National Shinto Shrines such as Itukusima Shrine. This paper describes the Shinto Ceremonies of Ujigamisha (a shrine for village people) in Tsuta of Aki district carried out according to Edo era texts written by priests of Ujigamisha (Hachimansha Shrine) in Tsuta village. It concludes that the original purpose of the Shinto Ceremonies was not simply to praise gods and communicate with them, but mainly to send out evil spirits from the place that they live and purify their own fields.

Key Words: festival, kagura, prayer, shinto ceremonies, yutate.

はじめに

近世期における広島県の神社祭祀は備後と安芸の著名な神社祭祀について幾らか報告されている¹⁾。安芸西部佐伯郡の神社祭祀の研究は皆無である。本研究では、広島県佐伯郡佐伯町津田・広兼迪也氏所蔵文書から、旧佐伯郡津田村の近世末における神社祭祀の様態を提示し、近世期における佐伯郡の神社祭祀の意義を明らかにする。

1. 佐伯郡佐伯町域の神社祭祀

佐伯町域の神社祭祀 佐伯郡は広島県西端部に位置する。文政八年(1825)の廣島藩地誌『芸藩通志』によると、江戸後期この地域に全63ヵ村が存在した。現在の佐伯郡佐伯町にあたる区域(以下佐伯町域という)には、津田村、玖島村、浅原村、飯山村、中道村、栗栖村、虫所山村、友田村、河津原村、永原村、峠村、渡瀬村、松ヶ原村の計13村が存在した。文政二年(1819)『国郡御用につき下調べ書

出し帳』²⁾(以下『書出帳』と記す)によると、各旧村には神祠・氏神社が1社、他に多くの小祠が存在した。これらの神祠・小祠は定住神職や他所の神職が兼務して祭事を執行した³⁾。現在の佐伯町域の神社は、中世末頃から岩国藩領と周防山代に在住する玖珂郡の神職によって統制されていた⁴⁾。ただ佐伯郡東部の玖島村は玖珂郡の支配下にはなかった。

『書出帳』の一項目「風俗之事」には、神道や仏教に依拠する年中行事や人生儀礼について報告がある。その中で神社祭祀に関わるものは「祭礼」と「御祈禱祭り」の二種であった⁵⁾。前者は季節のサイクルに従って行なわれるもので、春祭り・夏祭り・秋祭りなどがあげられている。後者の御祈禱祭りは時と状況に応じて行なわれるもので、後述の如く種々の形態があった。尚、『書出帳』には祭礼についての報告は相当数あるが、御祈禱祭りについての報告は無い⁶⁾。最初に『書出帳』に従い、佐伯町域の祭礼について概略を紹介する。

*広島工業大学環境学部環境デザイン学科

佐伯町域の「祭礼」「春祭り」は「種祭り」といわれた。「五穀成就式」(玖島村)「五穀成就御祈禱」(峠村・津田村)「一日正月」(栗栖村)という所もあった。初種蒔きを始める頃(通常3月3日)社人を招き、五穀豊穰を祈願して氏神社や村内の小祠に参拝して神酒や燈明を捧げていた。津田村では、嘉永7年(1854)3月2日より4日夜まで新宮社で「五穀成就御祈禱」を執行し、村若者が奉納狂言をしたという記録もある。「種祭り」は後に「御国恩祭」とも言われるようになった。御国恩祭には周防玖珂郡の神職が講師を勤めた。

「夏祭り」は6月土用の入りに行った。虫所山村では「五穀成就之祭虫祈禱」と呼んでおり、虫送りの要素が認められる。社人を招き氏神社や小祠へ神酒・燈明を供え、村人が参拝した(栗栖村)。この一環として、7月15日夜から17、8日頃迄、氏神社や小祠の前で老若相集まって終夜踊っていた。「神踊り」(津田村・虫所山村)とか「寄進踊り」(栗栖村)と言われ、古来より行なわれていたと記している。

「秋祭り」は祭礼のうち最も盛大に行なわれ「氏神祭礼」と呼ばれた。氏神祭礼は村により異なる形式で行なわれた。河津原村・津田村・浅原村は盛大な氏神祭礼を行っていた⁷⁾。「九月祭礼之義者引請之社人罷越、氏神ニおみて御輿御幸等之儀式毎年仕候⁸⁾とあり、河津原村では御旅所の大歳社へ盛大な神輿御幸を行なった⁹⁾。友田村・栗栖村・中道村・虫所山村では、村人が参詣し祭事を行ったとする記録はあるが、神輿御幸を行なった記録はない。峠村は「神輿御幸等之式無御座候、全ク居祭りニて銘々内祝ひいたし候迄之儀ニ御座候¹⁰⁾とあり、居祭形式だった。飯山村は「祭日九月廿八日より廿九日迄神楽執行、此日は氏子不残参詣仕候¹¹⁾とあり、神事の他に神楽を執行している。栗栖村は「七年ニ一度年季舞ト号シ、隣村社人四五人も雇ひ、河内神ノお社神楽舞申候¹²⁾とあり、例年の氏神祭礼の他に、年祭神楽を奉納している。佐伯町域周辺においても、佐伯町域と似た形式の氏神祭礼が行なわれていたようである¹³⁾。

佐伯町域とその周辺域の旧村の氏神祭礼は、(1)居祭形式の祭礼、(2)神輿御幸主体の祭礼、(3)神楽主体の祭礼、の三形式で行なわれていた。この形式は、明治から大正期にかけて大きな変化もなく継承された¹⁴⁾。それとは別に、小祠単位の年祭神楽も行なわれていた。

『書出帳』に基づき、文化・文政期における各村の氏神社、神職、祭礼日を「表1」に示した。尚、渡瀬村と松ヶ原村は現在大竹市に編入しているため省略した。

表1 佐伯町域の氏神社と氏神祭礼

旧村名	氏神社	神職	祭礼日	形態
津田	八幡宮・新宮権現	<広兼氏>	9/15	御幸
玖嶋	大歳大明神 八幡宮	三上飛騨正 同上	9/9 8/15	
浅原	八幡宮	酒井信濃守	9/27	御幸
飯山	河内大明神	社人周防山代う佐村	9/28	神楽
中道	河内大明神	広兼此面(赤村)	9/27	
栗栖	河内大明神	酒井信濃	9/15	お社神楽
虫所山	八幡宮・大歳大明神	河野筑前、河野伊織	9/15	
友田	新宮社	西村若狭	9/9	
河津原	氏神八幡宮	西村若狭	9/21	御幸
永原	<熊野新宮大明神>	<幸野氏>		
峠	氏神石清水八幡宮 大歳社	西村若狭 同上	8/15	居祭
			9/22	

斜体は『佐伯郡甘ヶ村郷邑記』による。

<>は『芸州佐伯郡社家中銘々帳』による。

2. 佐伯郡津田村の神社祭礼

佐伯郡内の神社祭礼の内容をより詳細に検討するため、佐伯郡津田村(現佐伯郡佐伯町津田)における近世末頃の神社祭礼の事例を紹介する。

(1) 資料

広兼氏 津田村氏神社は、山代玖珂郡阿賀村初代祠官・政興(広兼重孝)が文禄2年(1593)兼務を開始して以来、累代広兼氏が兼務してきた。元禄年中の行久の代から、広兼氏は津田村に定住し社務を執行するようになった。行久は元禄13年(1700)に神道裁許状を受け広兼主膳藤原重治と名乗った。主膳は津田村八幡・新宮両社の大宮司として津田村内の神祠・小祠の神社祭礼を統括支配した。

主膳は吉田配下の社人として、津田村内の神祠・小祠の祭礼全般を執行したが、後に検討するように、必ずしも吉田神道の方式に従って実施したわけではない。故郷周防山代阿賀村の神社祭礼の方式を津田村に伝えた。主膳の倅・重幸は享保6年(1721)に神道裁許状を受け、久米允藤原重幸(あるいは左中行政)と名乗った。享保6年(1721)と元文3年(1738)に三元十八神道陰陽行儀をはじめ種々の神道行儀の相伝を賜っている¹⁵⁾。左中は吉田配下の社人として神社祭礼に関わったが、同時に主膳の撒いた祭祀方式を津田村に定着させた。尚、左中は佐伯郡注連頭として佐伯郡北部を担当し、延享2年(1745)に『芸州佐伯郡社家中銘々帳』を記した。

左中以後、行知(豊前守、享和3年没)、行依(佐渡守、文化3年72歳没)、行富(薩摩守)、行儔(隼人、大和信濃守、慶応3年80歳没)、行孝(豊・図書、明治28年79歳没)と津田村の神祠・小祠の神職を勤め、現在の19代・広兼迪也氏に至るまで、広兼氏は300年間にわたり津田村の神社祭礼に関わってきた。

『覚書』『諸控』 佐伯郡津田村の神社祭祀を知る資料は『広兼家文書』である。これは佐伯郡佐伯町津田の神職・広兼迪也氏が所蔵する18の文書である¹⁶⁾。このうち、当該事項については『覚書』と『諸控』が参考になる。

『覚書』は図書の父・隼人（大和信濃守）が天保5年（1834）から天保9年（1838）の四年間の社務について記録したものである。『諸控』は図書が文政10年（1828）の15歳から明治3年（1870）の67歳までの42年間の社務を中心に記録したものである¹⁷⁾。因みに、図書は文化11年（1814）年に隼人の長男として生まれ、天保15年（1844）に京都吉田家より神道裁許状を受け、広兼図書藤原行孝と名乗り、明治28年（1895）に79歳で没した。

『諸控』は縦25センチメートル、横15センチメートル、全54ページで、表紙には「諸控 廣兼図書藤原行孝」と記してある。津田村内で実施されていた神社祭祀について多くの具体的記述を残している。



写真1 『諸控』（佐伯郡佐伯町津田 広兼迪也氏蔵）

(2) 氏神祭礼

津田村の神祠・小祠 『書出帳』によると、津田村の神祠は氏神八幡宮と相殿新宮権現であり、小祠は黄幡神（はなかみ）、疫神（はつ）、諏訪明神（十王堂）、河内明神（林）、寄江神（内山）、客神（ベフ）、天王（川本）の社であった。これらは正徳5年（1715）『芸州佐伯郡寺社』記載の神祠・小祠と同一である。

延享2年（1745）『芸州佐伯郡社家中銘々帳』（『銘々帳』と記す）には、前2史料にはない膨大な数の小祠が記載してある¹⁸⁾。延享から文政に至るまで神社に対する特別な統制は行なわれていないから、文政年間においても『銘々帳』

記載の神祠、及び多数の小祠が津田村内に存在した。『書出帳』にある上記の神祠・小祠や『銘々帳』記載の小祠を舞台に、広兼氏による各種神社祭祀が執行された。中でも大規模な祭祀が行なわれたのは氏神社正八幡宮・新宮権現と花上の黄幡大明神である。

津田村の「大祭礼」 津田村の氏神祭礼は氏神社の八幡宮・新宮権現で執行された。『書出帳』には次のように記載してある。

「九月十五日は氏神祭礼ニ付前日より皆々家内取片付、他村親類又は懇意之者有之候得ば来客も仕、尚氏神神輿十王堂新宮社エ御幸、尤行列等無御座、社人并役人長立候もの供奉仕、右御幸道筋掛行燈釣燈等かけならべ、村内近村之者拜参仕候故此返ニテハ賑々敷御祭礼ニ御座候¹⁹⁾。

津田村の氏神祭礼は9月15日前夜から行なわれた。村人は各自の家を掃除し、親戚・縁者を他村から招いた。祭祀の中心は15日午後の神輿の御幸であった。御幸は八幡宮から十王堂の新宮社（御旅所）まで行なわれた。社人も役人も奉仕した。御幸の道筋には行燈や釣燈をかけた。近隣諸村の中でも賑やかな祭礼であった。

『諸控』によると、氏神祭礼は「大祭礼」呼ばれた。慶応3年、明治3年の大祭礼は「賑々敷執行（相調）」とある。『書出帳』と照合すると、両社の神輿を十王堂の御旅所へ往復したようである。嘉永6年（1853）の大祭礼は10月4日から5日まで執行され、5日未の刻（午後2時）に発興している²⁰⁾。

大祭礼は定日に実施するものであるが、嘉永六年は大雨により神社の石燈籠が倒れ、その再建完了に合わせて祭日を繰り上げ行なっている。また、天候や害虫の被害などで稲の収穫が芳しくない年は「居祭り」の形式で行なうこともあった。嘉永3年（1850）は大風のため損害甚大のため居祭りとした。嘉永7年（1854）は村の経済状態が芳しくなく居祭りであった。神社側は極力居祭りをしないように努めたが、氏子の申し入れが強かった。

『佐伯町誌 本編』に明治末年から大正・昭和期の大祭礼の記録がある。それによると、大祭礼は別府・中央（十王堂、横矢）・郷・内山（河本、岩倉を含む）・林・花上（小原を含む）の6部落が順番で当屋となり奉仕した。この大祭礼は、前夜祭（通常「よごろ」と呼んだ）と本祭とから構成され、前夜祭は神事と神楽、本祭は御幸が行なわれた。「前夜祭」は招かれた親類・縁者がご馳走をいただいた後、氏神社へ参詣した。神社境内には露店が並び、神事の後に湯立舞に始る十二神祇神楽が奉納された。舞の間（鬼舞の後）に花火が行なわれた。最後に天大将軍で舞納めていた。現在は津田神楽団（団長斎藤義秀氏）が「変湯立」「天孫降臨」「清め」「三刀」「恵比須」「悪魔」「四季」「荒平（鬼

神)「長太刀」「四方立」「道行の場」「合戦(添舞)」「七五三口」「東国征伐」「岩戸」「大蛇」などから数曲を奉納している²¹⁾。

「本祭」は午後から神事が行なわれ、御幸(現在は「渡御式」と呼ばれる)が行なわれる。当番部落から、鉾持奴(5~6人)、目付鋒、真榎木持ち、馬標し持ち、太鼓かつぎ、旗持ち(10人あまり)、馬、馬丁(神官乗用及び御幣を乗せる)、神輿かつぎ(16人)、神幣持ち、隨身・官女(各2人宛)、隨身・官女お伴(各2人ずつ、子供)、子供、猿田彦(2人)、獅子(2人、子供)、舞姫(14~15人)、露払い(1人)が行列する。以前は太刀、薙刀、具足櫃なども運んだ。神職が神輿に神霊を移し、金幣を馬上に安置、司式神主は馬に乗り、他の者は徒歩で御旅所の十王堂の真幡神社(新宮社)まで御幸した。



写真2 津田八幡神社の「渡御式」

『諸控』や『書出帳』及び『佐伯町誌 本編』の記載から類推すると、江戸期末頃の津田村の氏神祭礼は「御幸」を中心とした賑々しい祭礼であった。しかしその意義に関しては資料類に直接明示されていない。

(3) 御祈禱祭り

佐伯郡内では例年の「祭礼」とは別に、時に応じて執行される「御祈禱祭り」があった。御祈禱祭りは『諸控』では「御祈禱」と呼ばれている。津田村の「御祈禱」は五穀成就のための祈禱、稲虫退散のための祈禱、気候不順の回復を祈願したり流行病(麻疹退散)の鎮静を祈願する祈禱、建築に関する祈禱、死者等のためにする祈禱、その他武運長久を祈願する祈禱や御国恩祭の祈禱なども行なわれた。これらのうち最も重視されたものは、稲虫退散祈禱と疫病退散祈禱であった。

稲虫退散祈禱 稲虫退散のための御祈禱は村内で最も頻繁に行なわれた。特に夏季7、8月の稲虫(ウンカ)発生時に集中して行なわれた。稲虫退散の御祈禱は、神社で氏子全員参加して行なわれ、神主が神事を執行し氏子全員徹夜で御祈禱をした。「昆虫祝詞」が神主によって唱えられ

たと思われる。

通常は御祈禱の翌日、早朝(六ツ時)から神輿(一体または二体、時により羽車に遷座)で村中を御幸した。御幸の順序は定まっていた。その日の内に還御するが、雨などの為還御できない時は神社に一泊した。稲虫退散御祈禱は飯山村河内大明神でも行なわれており、佐伯郡内で広く行なわれていたものと考えられる。

稲虫退散祈禱は徹夜の祈禱と御幸がセットで行なわれた。時により「虫送り」や「御神楽」が付随することもあった。嘉永3年(1850)に行なわれた稲虫退散祈禱は、6月10日から16日まで御祈禱をした後、17日に「虫送り」を行なっている。慶応3年(1867)の稲虫退散祈禱は、8月1日に始まり、最後の14日夜は氏子全員通夜して「御神楽」を舞って終了している。「虫送り」は天保8年(1837)疫病退散祈禱の例から推測すれば、稲虫を猪ノ子ノ河原へ送り捨てたものと考えられる²²⁾。



写真3 「虫送り」(山県郡千代田町中川戸)

稲虫退散祈禱は「御幸」を中心に行ない、「虫送り」や「神楽」が付随することもあった。このことから、御幸・虫送り・神楽は同一の目的で実施されたものと推測される。

疫病退散祈禱 津田村では風雨順時・庶民安全の御祈禱や流行病鎮静を祈願する祈禱(疫病退散御祈禱、麻疹退散御祈禱)がよく行なわれた。これらの御祈禱は藩主などの要請により実施された。万延元年(1860)春に藩より要請があり風雨順時、庶民安全の御祈禱を執行した。6月17日に氏子全員参詣し御祈禱をし、御札を頂いた。それに対して、9月に獅子壱頭が役元から調達された。

天保8年(1837)の疫病大流行の時は、5月25日から御祈禱を始め、28日に疫病を猪ノ子ノ河原へ送り捨てている。この間、村人は全員神社に参詣祈願し、その印として御幣を戴いた。5月29日と6月2日は、村中総出で獅子舞をし御札をもらい受けた。安政六年(1859)にも変病流行のため御祈禱の依頼があり、7月23日から25日夜迄「病難除御祈禱」を行った。

文久2年(1862)夏は、麻疹大流行のため御祈禱を8月

1日から3日夜まで執行している。入用物覧に「さらし 壱反 但湯越備へ方ニ遣ヒ両用ニ」とか「杓 式本」とあり、湯澆しを伴う湯立が行なわれたことが窺える。疫病退散祈禱は湯立を中心に行ない、疫病送りや獅子舞が付随することもあった。疫病退散祈禱は湯立を中心に行なわれたことから、清めを目的にしたものであったと考えられる。



写真4 「湯立」(岩国市下)

建築祈禱 鳥居や石燈籠を建立したり、神社や家屋を建築する場合「地鎮」を行った。元治元年(1864)花上黄幡社石燈籠の調建は3月17日に始り、5月4日に完成しているが、4月に「地鎮ヲスル」と記している。5月4日の棟上げ式では「御湯立ヲ成して祓清ム」と記しており、湯立の神事は石燈籠を祓清めるために行われたと明示されている。湯立の神事には「湯越布さるし六尺」を供えており湯澆しも行なわれた。

嘉永6年(1853)10月3日に八幡宮の石燈籠が再建された時の「棟上げ式」の御祈禱は以下のように行なわれている。最初「石工棟祭り」を行った²³⁾。その後、石燈籠の棟上げを行い、石燈籠が建立すると、続いて「御湯立神楽」を執行した。司式は信濃(隼人)で倅の図書が補佐し、佐伯郡多田村(現湯来町多田)の神主河野氏が加勢した。庄官、与頭と両社の棚守、石工3名が列座した。この御湯立神楽は「石灯籠ヲ清ム」と記してある通り、湯立と同様清めを目的にしたものである。

このように、建築祈禱は湯立をして建造物を清め、さらに清めを徹底するため神楽を行なうのが通例であった。嘉永6年(1853)新宮山の金毘羅社を再建・遷宮の際も、夜「神楽式」を執行している。

死者祈禱 死者が出た場合、通常は仏式の葬儀を行った。講中の者で世話し野辺送りをし火葬にしていた。神職者が死んだ場合には「神葬祭」を行なうよう慶応4年に指示が出されており、江戸期には神式の葬儀は余り行なわれていなかったようである。

しかし、異例の死者が出た場合は神式の御祈禱を執行した。天保8年(1837)6月末日に八幡宮膳部所に餓死者が

出た際、神主がこの処置に関わっている。まず死体を取り除け「弓ヶ原の奥」に埋めた。死体のあった場所を取り壊し、その下の土を六尺四方掘ってそれを取り除け、そこへ清土を入れている。後日その場所で清祓の御祈禱をし、合わせて「御清祓山まき」を行なっている。新宮社の芝居小屋に同様の餓死者が出た時も、同じ処置を行い御祈禱を行っている。

「山まき」は通常式年祭において実施されるもので、藁蛇を御幣などと一緒に神木に巻き付ける形式のものである。佐伯郡から周防国にかけて広く実施されていた。佐伯郡内では、上記したようにかなりの村落で実施され²⁴⁾、魔除祈禱を目的にして執行されていたようである²⁵⁾。ところが、津田村では不遇な死者が出た時など魔除け・清祓のため山まきが随時行なわれていたのである。

その他 天候不順時などには「雨乞い」の御祈禱も行なわれた。嘉永6年(1853)は大旱魃に見舞われたため、7月20日から25日まで「雨乞御祈禱」を行なっている。「祈雨祝詞」の祭式に沿って執行したと考えられる。「武運長久御国家安穩」の御祈禱も行なわれている。文久2年(1862)11月10日より3日3夜実施し、供え物等の記録も残っている。執行した旨は郡役所へ届けた。慶応元年(1865)7月15日にも武運長久御祈禱が行なわれている。また、明治2年(1869)9月22日には「御国恩祭」が行なわれている。

3. 七年祭御神楽

津田村における神社祭祀は例年実施される「大祭礼」と随時執行される「御祈禱」の他、7年に一度の大きな祭礼が行なわれた。この祭礼は「七年祭御神楽」または「七年祭」と言われた。この内容を諸資料と伝承をもとに可能なかぎり復元してみる。

「花上黄幡大明神七年祭、御神楽」と「飯山村河内神社七年祭御神楽」『覚書』と『控録』に記述してある七年祭を図表化し「表2」に示しておく。

表2 「七年祭」の実施記録

天保8年	酉→戌		八幡宮	きょんの為翌年に延期
嘉永2年	酉→戌	9月	御両社(八幡宮)	秋作悪しく翌年に延期。戌に八幡宮で略式執行。
文久2年	戌	9月14日	新宮社	御神楽執行
慶応3年	卯(酉)	9月18日	花上黄幡大明神	御神楽執行
明治元年	辰	9月14日	新宮社	御神楽執行
明治3年	午(子)	9月17日	河内神社	御神楽執行

七年祭は八幡宮・新宮社御両社、花上黄幡社、飯山村河内神社の3社で行なわれていた。花上黄幡社は卯と酉の9月18日に、飯山村河内神社は子と午の9月17日に七年祭を実施している。飯山村河内神社は飯山村の氏神社であるが、氏神社というよりは村開発に関わる小祠に相当する²⁶⁾。し

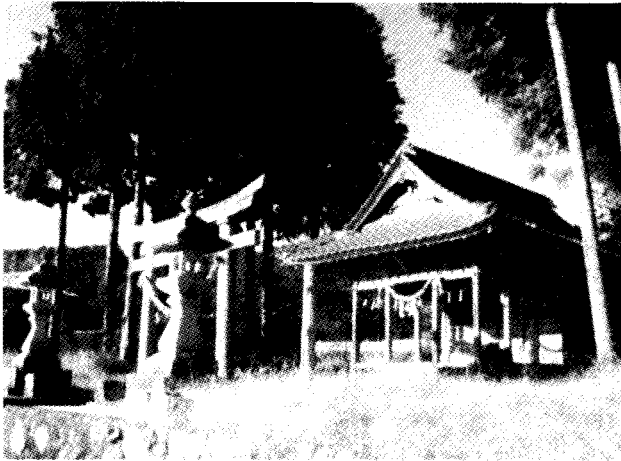


写真5 花上黄幡社 (佐伯町津田)

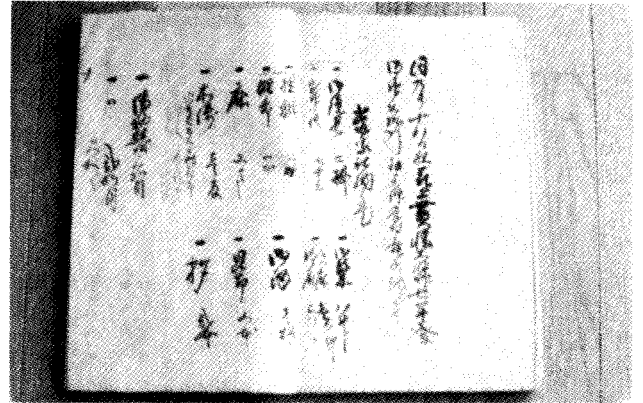


写真6 『諸控』に記された「花上黄幡大明神七年祭, 御神楽」

たがって、七年祭は氏神社よりも花上黄幡社のような小祠を基盤に実施されていたと想定できる。

『諸控』に慶応3年の花上黄幡社と明治3年の飯山河内神社の七年祭について、社納の覚を記録しており参考になる。それを「表3」に示す。両七年祭は、広兼氏により同一の祭式で行なわれた²⁷⁾。

飯山河内神社の「湯立神事」 佐伯郡佐伯町飯山の河内神社には「湯立神事」と称される行事が伝承する。この神事は飯山河内神社七年祭御神楽を継承するものとされている。同様の神事は中道河内神社でも行なわれおり、佐伯町域の諸小祠で広範に実施されていたと思われる。

佐伯町教育委員会が昭和49年に映像記録したのものによれば、湯立神事は「湯立神事」と「山の神祭」の二部構成であった。「湯立神事」は最初神饌類の奉納から始り、氏子



写真7 河内神社 (佐伯町飯山)

の繁栄を祈願する祝詞を奏上した後「湯渡し」を二度行なう。続いて「湯立神楽」を舞う。湯立神楽は太鼓と笛だけの奏楽で、狩衣・烏帽子の神職一人が直面で舞う。最初、

表3 七年祭御神楽

A	B
慶応3年(1863), 佐伯郡津田村	明治3年(1870), 佐伯郡飯山村
「花上黄幡大明神七年祭, 御神楽」	「飯山河内神社七年祭御神楽」
同九月十八日夜花上黄幡大明神七年祭, 御神楽執行 神楽師当村舞子ニ調ヘサセル 当社社納の覚	飯山村河内神社七年祭御神楽九月十七日夜執行 浅原村久米之進ヲ加情ニヤとひ
一、御鏡もち 二掛 一、御散米 八升	一、白米壹斗貳升 十二神楽散米
一、山の神御供七十二 一、八ツ麻 壹ツ細	一、 壹升 御湯立
	一、 壹升 御神保
	一、 壹升 山の神祭
	一、 三升 切かざり料
一、掛鯛 二掛 一、御酒 壹樽	一、 貳升 奉幣紙代
一、鯉節 一本 一、昆布 五本	一、白米貳斗
一、麻 五はし 一、杓 貳本	一、 壹升貳合 釣麻の重り
一、木綿 壹反	一、 御神供 大膳 貳膳
内壹丈六尺御棚敷布	一、山ノ神祭綱
四尺湯越布	木綿 壹反 湯越布ハ此壹反の内也
六尺山の神の綱	一、細引 壹本
一、御初穂銀 三拾目	一、札貳拾目
一、同 貳拾目	親子へ札式
一、大和へ	一、拾五匁
一、	右の通り神楽式社録ニ御座候 舞ノ方師ハ峠村峠組の者参り申候

右手に玉鈴、左手に白紙のついた櫛をとり、まるで湯がたぎるかのように跳ぶようにして四方をつけながら舞う。次に櫛を扇に取り替えて同様の舞をする。

「山の神祭」は湯立神楽の後すぐに行なわれる。等身大の櫛を薦で包んで縛り枝を出し、それに白木綿布を結び、四方へ伸ばして引くことができるようにする。奏楽に合わせて氏子4人が櫛の束に取付けた白布を持ち、それを強く引き合う。時を見て氏子が櫛の束へ抱きつくと、氏子は櫛の束と一緒に上下に踊るようになる。縄を強く引くと、氏子は地に強く打付けられる。この一連の行動を「山を舞う」という²⁸⁾。こうすることにより、山の神を山へお送りするのだと言われている。

この後、拝殿正面に飾っていた藁蛇をはずして神社境内の神木に櫛と一緒に巻き付ける。つまり「山まき」をする。この藁蛇は8つの頭を具えておりヤツガシラといわれている。それから、神木前に埋めてある瓶に神酒を注ぎ、瓶の周囲に氏子数の白幣をさす。昔は神酒の入り具合で吉凶を占ったといわれている。

「七年祭御神楽」の復元 「花上黄幡大明神七年祭、御神楽」と「飯山河内神社七年祭御神楽」とが同一の内容であるということと、飯山河内神社の「湯立神事」が「飯山河内神社七年祭御神楽」を継承したものであるということを前提にして、七年祭の内容を復元してみる。その際、山代地方で行なわれている「年祭」も参考にする。

七年祭は7年ごとに村内の小祠で行なわれた。「表3」から舞場は次のようであったと想定できる。舞殿四方に「切かざり」を廻らし、氏子数の山の神幣など種々の「奉幣」を飾った。舞殿中央に「八ツ麻(白蓋)」を巻つ「細引」で吊り下げ、「釣麻(天蓋)3つを雲の中に吊り下げた。拝殿奥の神殿に「木綿一反」のうち「壹丈六尺」を「御棚敷布」として敷き、その上に種々の神饌類を「大膳式膳」に盛り付け供えた。「御鏡餅二掛」、「山の神の御供」として72個の麦ムスビ、「御酒壹樽」「掛鯛二掛」「鯉節一本」「昆布五本」を供えた。湯立のために「麻五はし」と「杓壹本」を側に置いた。「御湯立」や「山の神祭」に使うため「木綿壹反」のうち「六尺」を「山の神」(櫛の束)に結びつけた。

「表4」Bと山代地方の年祭神楽(山代本谷神楽)を参考にすると、七年祭御神楽は「御湯立」「御神保」(神降し)「十二神楽」「山の神祭」の順序で実施されたであろう。「十二神楽」には散米として白米壹斗貳升があげられているので、十二番の神楽から構成されていたことが分かる。「御湯立」「御神保」「山の神祭」には各々壹升があげられており、一つのまとまりをもった行事であったことを示している。七年祭御神楽は、神事(御湯立、神降し)、神楽行事(十二神楽)、山の神祭の三部で構成されていた。

七年祭御神楽で最初に行なわれたのは「御湯立」である。花上黄幡大明神七年祭の社納の覚には、「麻」の棒(おがら)「五はし」と「木綿壹反」が準備されている。壹反の木綿のうち4尺を麻の棒(おがら)に張って「湯漉し布」とし湯漉しを行なっている。木綿の両端を神社総代2人が持ち、棚守の久米之進が加勢し²⁹⁾、神主は「杓」で釜の湯を汲んで木綿の上に2度通した。それから布を二重にして杓で湯漉し、更に二重にして湯漉しをした。その時神主は呪文を唱えた。その湯を櫛にひたして湯をふりかけた。その後「湯立神楽」を奉納した。

御湯立に続いて「御神保」(神降し)が行なわれた。神降しは白蓋の中に吊り下げた3個の「釣麻」(天蓋のこと)を神歌に合わせて上下させた。本郷村本谷(山代神楽)では4個の丸型の天蓋を七年祭の時だけ上下左右に飛ばし、諸神を勧請する習慣がある。神降の後、十二番の神楽から成る「十二神楽」が行なわれた。十二神楽の内容に関する具体的記述はない。佐伯郡広原村の元禄元年(1688)「十二支御神楽」や、享保6年(1720)「十二之御神楽」と同じ内容であったろう³⁰⁾。

十二神楽が終了してから一旦場を整え「山の神祭」を行った。山の神祭は山の神の神事と神楽から成っている。「山の神」には2種類のものがあつた。一つは長さ7尋半の藁蛇、もう一つは櫛の束(後に幣串を使うようになった)であつた。山の神祭は御棚前で行ない、その後で山の神を舞場へ移動し、舞場を整えてから特別な神楽を奉納した。その神楽は山代地方の年祭神楽の呼称に従えば「山之神」といわれたと思われる³¹⁾。



写真8 「山之神」(玖珂郡美和町ニツ野)

御棚の山の神(藁蛇)は雲の下に「細引」で吊り下げ(鹿足郡六日市町抜月の例から)、藁蛇の下にもう一つの山の神(櫛の束)を置いたようである。「六尺山の神の綱」とあるのは、1反の白木綿から6尺をとり(4尺は湯越布として使用)、各2尺ずつ、合計6尺で三方から曳くことができるようにしたのである。4人の舞手はその白木綿を

引きながら「山之神」を舞ったのである。そして吊り下げた山の神の藁蛇を切り落とし、それをすぐに神木に巻きつける「山まき」をした。

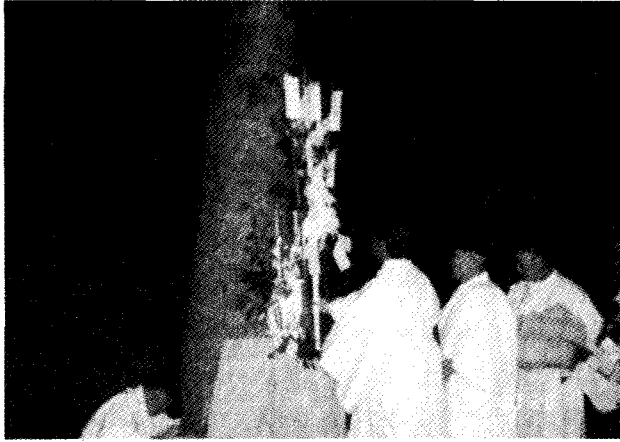


写真9 「山まき」(玖珂郡本郷村本谷)

4. 旧佐伯郡の神社祭祀の意義

津田村の神社祭祀 以上の論述で明確となった津田村の神社祭祀を図表化すると「表4」の通りである。○は実施されたことが明確であるもの、△は実施されたと想定できるものである。◎は最重要視された行事である。

表4 津田村の氏神祭礼と御祈禱

神社祭祀	津田村の事例	湯立	神楽	御幸	山まき
氏神祭礼	大祭礼	△	△	◎	
	七年祭	○	○		◎
御祈禱祭り	稲虫退散祈禱	△	○	○	
	疫病退散祈禱	○	△	△	
	建築祈禱	○	○		
	死者祈禱				○

佐伯町域の神社祭祀は氏神祭礼と御祈禱祭りであった。前者には大祭礼と七年祭があった。大祭礼の中心行事は御幸であった。『諸控』に記録は残っていないが、『佐伯町誌本編』の記録から大祭礼には湯立・神楽が行なわれていた可能性が高い。御祈禱祭りでは稲虫退散祈禱と疫病退散祈禱が最重要視された。そこでは、湯立と神楽（御神楽ないしは御湯立神楽）がセットで行なわれ、付随して御幸が行なわれた。御幸は大がかりな稲虫退散祈禱で行なわれた。疫病退散祈禱での御幸の実施記録はないが、疫病を猪ノ子ノ河原へ送り捨てたという記録から、御幸らしきものが行なわれた可能性がある。建築祈禱では湯立・神楽が行なわれ、死者祈禱では山まきが行なわれた。

旧佐伯郡の神社祭祀の意義 このように氏神祭礼や御祈禱祭りでは「湯立」「神楽」が必ず実施され、祭祀形態に依存して御幸や山まきなどが行なわれた。湯立・神楽の目

的は建築祈禱や疫病退散祈禱で明示されているように、祓いと清めにあった。湯立・神楽は氏神祭礼でも御祈禱祭りでも必ず実施されている。したがって、すべての神社祭祀が祓いと清めをベースに行なわれたことが分かる。つまり、すべての神社祭祀は清めと祓いという座標軸上で演じられたものだと言える。

大祭礼では湯立・神楽に加えて御幸も行なわれている。御幸は神々を迎えたり神慮を慰めたりする行事だと考えられているが、同一の座標上で行なわれたもので、祓い・清めを普遍化するために行なわれた。祓い・清めのため実施した稲虫退散祈禱で御幸が頻繁に実施されていたことを思いおこせば納得できるであろう。

以上のことから、津田村の神社祭祀は村の生活を脅かす負の力（害虫の被害、死者の穢れ、天候不順、疫病…）に対して、それを祓ったり防いだり退散させたり送り捨てたりするために行なわれてきたものであると結論できる。この目的を達成するため、小規模の共同体では小祠において御祈禱が随時執行され、村単位では毎年大祭礼を実施してその目的を果たしたのである。7年毎の「七年祭御神楽」では、大祭礼や御祈禱で行なわれたことをさらに大々的に行なったのである。

大祭礼や七年祭では、湯立・神楽を行なってから十二神楽を奉納した。大祭礼では御幸を実施して清め・祓いを徹底させた。また、七年祭では藁蛇や榊の形で山の神を迎え、最後に山まきを行った。神社祭祀は神を迎えて共に楽しむためではなく、人々の生活の場を祓い・清め、生活の場を脅かす負の力を祓ったのである。生活の場を安全で幸あるものにしようとした人々の願いが一点に結晶化した祭祀が七年祭御神楽であった。津田村で行なわれたこのような神社祭祀は、津田村のみならず佐伯郡全域から周防東部にかけて広く実施されていた。

おわりに

津田村の神社祭祀の意義はほぼ明示できたと思われる。しかし、安芸の神社祭祀で検討すべき幾つかの点も明らかになった。七年祭御神楽で行なわれた「十二神楽」がどのような内容であるのか。それは安芸十二神祇や周防十二の舞とどのような関連があるのか。七年祭御神楽の山まきと死者祈禱の山まきとはどう関係するのか。山まきと年祭との関係はどうなるのか。こうした安芸の神社祭祀の問題は安芸と周防の広がりにおいて検討する必要がある。

本稿をまとめるにあたり、佐伯町津田八幡社宮司・広兼迪也氏に多大のご教示を仰いだ。また貴重な資料の提供をいただいた。ここに深く感謝の意を表したい。

註

- 1) 新藤久人『芸北神楽と秋祭り』(私家版, 1959年), 真下三郎『広島県の祭り』(淡水社, 1993年), 藤井昭『芸備地方のまつり』(第一法規, 1995年)などがあげられる。
- 2) 『芸藩通志』編さんにあたり, 基礎資料として各村より一定様式で提出させたもの。佐伯町域には九ヶ村分が保存されている。永原村, 渡ノ瀬村, 浅原村の三ヶ村分は散逸している。
- 3) 延享2年(1745)『芸州佐伯郡社家中銘々帳』によれば, 玖波村の西村氏は周防玖珂郡山代生見村の社人, 津田村の広兼氏は同阿賀村の社人, 栗栖村の恩田氏は岩国藩領渡前村(志部前)の社人で, 当初は周防各村に在住し佐伯郡内の社務を兼務していたが, やがて佐伯郡の村々に定住し社務を遂行するようになったと記している。津田村の初代祀官広兼重孝が津田村八幡宮神主となったのは文禄2年(1593)であった。
- 4) 文政2年頃は, 佐伯町域の南部(峠・友田・河津原村)を西村氏, 中央部(津田村)を広兼氏, 中央東部(永原村・玖島村)を幸野氏と三上氏, 中央西部(浅原・栗栖村)を酒井氏が抱え, 北部(中道村・飯山村)は広兼氏(阿賀村)と広氏(宇佐村)が兼務していた。
- 5) 「祭礼之義ハ三月種祭り, 六月夏祭, 九月秋祭り, 年分三度旧例トシテ相祭申候。尤時ニ取御祈禱祭り執行仕候」『書出帳』(河津原村分)『佐伯町誌 資料編一』317頁。
- 6) 賀茂郡吉川村(現東広島市)の竹内家所蔵明和3年(1769)「村入用規定」に神社祭祀に関する記録がある。ここには「雨乞・虫送り・日和申・五穀祈禱・はやり病祈禱・牛馬祈禱, 地祭り・かう方祭・夏祭, 氏神祭礼其他神祠ニ至迄祭礼, 正・五・九月之小祭」と記しており, 氏神祭礼と異なる諸祈禱をあげている。
- 7) 浅原村でも同様の神幸のあったことが, 現在行なわれているの神幸から知れる。
- 8) 『佐伯町誌 資料編一』317頁。
- 9) 現在実施されている神幸については, 南秋三『八幡神社と御神幸行列次第』(私家版, 1980年)を参照。
- 10) 『佐伯町誌 資料編一』299頁。
- 11) 『佐伯町誌 資料編一』350頁。
- 12) 『佐伯町誌 資料編一』338頁。
- 13) 『書出帳』の資料を記しておく。「前晩社人相招神楽舞執行一同拝参見物仕候(中略), 神輿御幸等之儀も無御座」(吉和村)『吉和村誌 第一集』478-479頁。「扱又古来より仕来りニ而七ヶ年廻リニ神楽能行仕候」(上伏谷村)『湯来町誌 資料編 I』53頁。「九月十三日氏神六社祭礼ニ付前日より家内取片付, 他村親類御座候者ハ客来等も有之, 分限相応内祝仕, 当日六社抱之神職相招キ神事執行, 尤神輿御幸等之義一円無御座候, 年ニ寄り氏子おもひおもひ湯立舞又ハ十二神祇神楽執行仕候」(原村)『廿日市町史 資料編III』487頁。「神輿式躰・鉾二本・御劔・獅子・猿田彦職りにて異形成ル義者無御座候」(宮内村明石)『廿日市町史 資料編III』587頁。「十二日より十五日迄潔斎ニ而神事相調, 十五日藁ニ而蛇形ヲ拵神木ニ巻祭ル古例也, 尤其訳難分り山神摩除祈禱ニて御座候」(宮内村上組・下組)『廿日市町史 資料編III』587-588頁。
- 14) その具体的様態は『佐伯町誌 本編』915-935頁。
- 15) 参考のため, 元文3年(1738)に主膳が拝受した三元十八神道陰陽行儀を記しておく。六根清浄大祓, 中臣祓, 三種大祓, 日取作次第, 参詣次第, 奉幣略次第, 奉開御戸大事, 遷宮次第, 御神体於神輿仁奉遷次第, 地鎮次第, 日拝大事, 月拝大事, 護身神法, 荒神祓, 神馬大祓, 祈雨祝詞, 止雨祝詞。昆虫祝詞(享保六年)。神楽大事, 鳥居大事, 唯神道水神祭次第, 屋堅之加持, 上科津祓, 下科津祓, 中科津祓, 神道幣鬮次第, 六畜之祓, 鎮火加持, 清祓次第, 病者加持, 神供呪文, 神酒呪文, 動座加持, 鎮座加持, 身曾貴大祓, 六月祓次第。疫身加持次第, 唯一神道星祭之次第。
- 16) 広兼家文書は延享2年(1745)『芸州佐伯郡社家中銘々帳』, 宝暦9年(1759)『社人継目官願のため上京一件』, 文化12年(1815)『社人継目官願のため上京一件』, 自天保5年(1834)至天保9年(1838)『覚書』, 宝暦10年(1760)『佐伯郡神社の内御再尋書付写』, 貞享4年(1687)『西村氏宣久訓点津田新宮棟札』, 元禄13年(1700)『神祇管領裁許状他二通』, 享保4年(1719)『禰宜神主等心得条々』, 文化3年(1806)『神楽舞天大将軍言事』, 自文政11年(1828)至明治3年(1870)『諸控』の18である。『佐伯町誌資料編一』648-695頁に全文記載してある。
- 17) 両者は内容的に重複していること, 後者が図書15歳から書き始められていることなどから『諸控』は父・隼人と倅・図書による合作とみなしておきたい。
- 18) 『銘々帳』は広兼左中が渋谷筑後(古田村・草津村), 山田市正(己斐村), 西村豊後(玖波村)の4名の佐伯郡注連頭として佐伯郡の神社の状況を藩主へ提出したものである。それによると, 津田村には黄幡太明神(花上), 若宮山神(黄幡山内), 疫神大明神(片平), 山神(疫神山内), 諏訪大明神(十王堂), 水神社(川本), 天王神社(川本), 寄江神社(山崎), 金比羅権現(新宮山), 天王社(南地), 弁財天神社(岩倉), 権現社(樽川), 客大明神(横島), 寄江社(岡の迫), 地主

- 権現（丸山），河内（林），恵比須社（横屋），若宮（宮ノ谷），稻荷明神（十王堂），客明神（さぶけ），諏訪明神（すわ地），伊根須社（道宗原），寄江社（上市），寄江社（内山），寄江社（内山），若宮権現（寄江内山），新宮社（越ヶ原），寄江社（寺田），若宮社（焼屋ヶ迫），寄江社（新宮山西），寄江社（新宮山東），若宮（栢），寄江（ほうべ），大歳（大歳久保），若宮（かぢや），若宮（山ね），若宮（林），伊岐社（新屋），若宮幸神（西），山神（新宮西），荒神七十余神（所々）などの小祠が存在した。
- 19) 『佐伯町誌 資料編一』 326頁。
- 20) 『佐伯町誌 資料編一』 679頁。
- 21) 『佐伯町津田神楽団』（私家版，1998年），『津田神楽について』（津田神楽団，1979年）など参照。
- 22) 佐伯郡北部に位置する山県郡内（山県郡千代田町中川戸）では，実盛人形を遊ばせ，それを川に送り捨てる虫送りの風習が残っている。これは全国的に実施されている虫送りの形態であり，津田村でもこれに似た形で行なわれたと思われる。
- 23) 「三色（青赤白）の御幣三本建石灯笼へ弓二挺ツゝハル，御鏡餅御酒杯ソナへ祭りヲスル，呪文の儀ハ不分申，右御幣壺本ハ御殿ニ納ム，同壺本ハ庄屋へ渡ス，同壺本ハ持帰ル也，御殿へ備へ物御鏡餅御散米ツキ御酒壺樽備ハル」と記してある。『佐伯町誌 資料編一』 679頁。
- 24) 寛政九年（1797）『都志見往來日記』に山まきについての記述が見られる。
- 25) 佐伯郡宮内村（明石組）の山まきは「山神摩除祈禱にて御座候」と伝えている。『廿日市町史 資料編II』 588頁。
- 26) 飯山河内大明神の由来については『佐伯町誌 資料編一』 352頁，参照。
- 27) この根拠としては，『佐伯町誌 資料編一』 685頁。
- 28) 飯山河内神社の「湯立神事」と類似する行事が島根県鹿足郡六日市町抜月に「山舞」と呼ばれる形で現存している。ここでは薦に裃を巻くかわりに米俵を用い，四人の舞手が右手に剣など持ち，左手に米俵に結んだ白木綿を持ち，その白布を四方に引いたりゆるめたりして激しく舞う。山の神が降りたことが告げられると，雲下に吊り下げていた藁蛇を剣で切り落し，すぐに境内の神木に巻きつける。渡辺友千代「抜月神楽の山舞について」『山陰民俗27号』（山陰民俗学会，1976年），参照。
- 29) 飯山河内神社の十二神楽は「舞ノ方師ハ峠村峠組の者参り申候」とあり，佐伯郡峠村の舞子が教え飯山村の人と一緒にいったのであろう。明治元年（1868）の津田村両社七年祭御神楽では「舞ノ方ハ当所の神楽師ニ為勤候也」とあり，津田村にはきちんとした神楽組織があったことが分かる。津田花上黄幡大明神では「神楽師当村舞子ニ調ヘサセル」ともあり，広兼氏の指導下で諸々の祭礼や例年祭，及び七年祭に奉仕していたようである。
- 30) 広原村の神楽（十二支御神楽，十二之御神楽）は玖珂郡下駄床村より河内大明神を勧請した時から行なわれており，安芸十二神祇とは異なるものであった。大竹市歴史研究会編『栗谷小史』（私家版，1997年），参照。
- 31) 「山の神」は神格を示し「山之神」は舞を示すものとする。